

## 令和8年度鴨川市コミュニティバス循環線運行業務仕様書

### (事業)

第1条 鴨川市コミュニティバス循環線（以下「循環線」という。）は、受託者において道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業として令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、運行するものとする。

2 循環線は、循環系統及び短縮系統の2系統とし、それぞれの運行計画は、別紙に定めるとおりとする。

### (運行車両)

第2条 受託者は、乗車定員12人の車両を使用して循環線を運行するものとする。

2 前項の車両の維持管理は受託者が行うものとし、当該維持管理に要する費用は受託者が負担するものとする。

### (停留所標識の設置)

第3条 循環線の運行の用に供する停留所標識については、受託者において設置し、維持管理を行うものとする。

2 停留所標識は自立式看板とし、その具体的な設置方法及び運行時刻の表示方法等については、市、受託者間で協議のうえ定めるものとする。

### (委託料)

第4条 委託料の内訳は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 運行及び運輸管理に係る人件費
- (2) 運行車両に係る燃料費等（燃料油脂費、修繕費、固定資産償却費及びその他経費（自動車損害賠償保険料、自動車任意保険料、自動車税、自動車重量税、取得税及び車検手数料））
- (3) 停留所標識の設置に係る経費及び維持管理費
- (4) 一般管理費
- (5) 運行に係る手続きに要する経費
- (6) その他業務に要する経費
- (7) 運行車両に係る特別修繕費

<委託料内訳表>

項目	金額（税込）
(1) 運行及び運輸管理に係る人件費	
(2) 運行車両に係る燃料費等	
(3) 停留所標識の設置に係る経費及び維持管理費	
(4) 一般管理費	
(5) 運行に係る手続きに要する経費	
(6) その他業務に要する経費	円
(7) 運行車両に係る特別修繕費	円
委託料合計	円

- 2 前項に掲げた委託料の内訳のうち、第7号（運行車両に係る特別修繕費）に係る委託料は予定金額とし、業務委託期間の末日において、実績に基づき精算し、変更契約を行うこととする。
- 3 第1項に掲げた委託料の内訳のうち、第1号（運行及び運輸管理に係る人件費）から第6号（その他業務に要する経費）までに関する委託料については、月額払とし、市は受託者に対し毎月 円を支払うものとする。ただし、業務委託契約期間の最終月となる3月分の委託料は 円とする。
- 4 第1項に掲げた委託料の内訳のうち、第7号（運行車両に係る特別修繕費）に関する委託料については、第2項による精算を行った上で、第3項に定める3月分の委託料に加えて支払うものとする。

（運行収入）

第5条 受託者は、循環線の運行に伴う収入について、市が定める手続きに従い、市に納入するものとする。

（国補助金）

第6条 受託者は、国土交通省が所管する地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付申請を市が行う際、申請に必要な書類の調製を行うものとする。

（緊急時の対応）

第7条 循環線の運行にあたり、次の各号の一に該当するときは、受託者は直ちに市へ連絡するとともに適切な処置をとらなければならない。

- (1) 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ、または生じるおそれがあるとき。
- (2) 循環線の利用者が、交通事故等により生命及び身体を害したとき。

（受託者の責務）

第8条 受託者は、循環線の運行管理に万全を期すとともに、関係法令等を遵守し、安全運転に留意して運行責任を果たさなければならない。

- 2 履行期間中に発生した、循環線の運行に伴う不慮の事故等に係る一切の責務は、受託者が負うこととする。
- 3 受託者は、市が行う利用実態調査等に協力しなければならない。また、市の要請に即し、市が主催する住民説明会等に出席しなければならない。

（補則）

第9条 本書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、市及び受託者で協議のうえ定めるものとする。